

令和3年度専門研修講座等の実施に係る災害等による緊急事態発生に伴う中止等の判断基準について

令和3年9月17日
広島県立教育センター

1 対象講座

- ・ 専門研修講座
- ・ 特設講座「デジタル機器を活用したプロジェクト型学習の実践に向けて」

2 講座当日に中止する場合の判断基準（オンライン研修も含む）

(1) 終日の研修の場合

講座当日の午前6時以降午前9時までに、東広島市に、次に示す避難情報又は気象情報がいずれか一つでも発令・発表されている場合は、講座を中止とします。なお、講座当日の午前6時以降午前9時までに、東広島市に、発令・発表されていた次に示す避難情報又は気象情報が午前9時までに解除された場合も中止とします。

(2) 半日（午後から）の研修の場合

講座当日の午前10時30分以降午後1時までに、東広島市に、次に示す避難情報又は気象情報がいずれか一つでも発令・発表されている場合は、講座を中止とします。なお、講座当日の午前10時30分以降午後1時までに、東広島市に、発令・発表されていた次に示す避難情報又は気象情報が午後1時までに解除された場合も中止とします。

中止と判断する避難情報及び気象情報
<ul style="list-style-type: none">・ 「警戒レベル4」又は「警戒レベル5」の発令（東広島市が発令する避難情報）・ 特別警報（「警戒レベル5」相当の気象情報）・ 土砂災害警戒情報・氾濫危険情報（「警戒レベル4」相当の気象情報）

(3) (1)及び(2)以外の場合

(1)及び(2)以外の場合においても、講座実施に支障がある場合等は、やむを得ず講座を中止することがあります。

中止と判断するその他の例
<ul style="list-style-type: none">・ 講座担当者が教育センターに向かうことが難しい・ 教育センターのインターネット回線が不通となった 等

3 その他

- (1) 前日に講座の中止を決定した場合、教育センターのWebページにその旨を掲載します。
- (2) 講座開始後に、天候の急変等により講座を予定より早く終了することがあります。